

平成29年度 第4回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年5月29日（月） 午前9時40分から10時10分

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久
委員 中原都
委員 曾我紀厚
- 2 事務局職員 事務局長 今岡誠一 次長兼任用課長 山添久
給与課長 吉野一朗 係長 富山哲明
係長 湯ノ口修 係長 足立陽子
係長 古川真史
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 平成29年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について
議案第2号 平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について
議案第3号 平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について
議案第4号 平成29年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について
議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号から議案第4号

平成29年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）の実施、平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施、平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施及び平成29年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

○議案第1号 平成29年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について
平成30年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	7名程度
土木	2名程度
警察行政	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

イ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成30年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察行政は日本国籍が必要。

(3) 試験日程

受付期間		7月28日（金）～8月14日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月28日（金）午前0時～8月9日（水）午後12時）
第1次試験	試験日	9月24日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	一般事務 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 警察行政 教養試験（多肢選択式）、適性検査 土木 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月4日（水）（予定）
第2次試験	試験日	一般事務、土木 10月下旬（予定） 警察行政 10月27日（金）（予定）
	試験会場	一般事務、土木 鳥取県庁第二庁舎会議室 警察行政 鳥取県警察本部庁舎会議室
	試験種目	一般事務、土木 人物試験（集団討論及び個別面接） 警察行政 人物試験（個別面接）、作文試験、身体検査
	採用候補者発表日	一般事務、土木 11月上旬（予定） 警察行政 11月24日（金）（予定）

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

2 広報

平成29年6月2日付の鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第2号 平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について
平成30年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		4名程度
警察官（女性）		1名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度
警察官（自己推薦）		3名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

ウ その他の要件

警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

（ア）柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道3段以上の段位を有すること

（イ）剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道3段以上の段位を有すること

(3) 試験日程

受 付 期 間		7月28日（金）～8月31日（木）（消印有効） （インターネット受付：7月28日（金）午前0時～8月24日（木）午後12時）
第1次試験	試 験 日	9月17日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（警察官（男性）、警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点）、アピール論文（警察官（自己推薦）受験者のみ）
	合格者発表日	10月4日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	11月9日（木）～11月10日（金）（予定）
	試 験 会 場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁第二庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）、論文試験（警察官（自己推薦）受験者以外）、適性検査、身体検査、体力検査、実技（警察官（男性）〈武道〉受験者のみ）
	採用候補者発表日	12月14日（木）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する適性検査及びアピール論文の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ判定する。）

2 広報

平成29年6月2日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

- 議案第3号 平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について
平成30年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	33名程度
警察官（女性）	4名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

受付期間		7月28日（金）～8月14日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月28日（金）午前0時～8月9日（水）午後12時）
第1次試験	試験日	9月17日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（警察官（男性）、警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点）
	合格者発表日	10月4日（水）（予定）
第2次試験	試験日	10月30日（月）～11月1日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁第二庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月24日（金）（予定）

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注）第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ判定します。）

2 広報

平成29年6月2日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第4号

平成29年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について

【説 明】

平成30年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	3名程度

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

イ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成30年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(5) 試験日程

受 付 期 間		7月28日(金)～8月14日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月28日(金)午前0時～8月9日(水)午後12時)
第1次試験	試 験 日	9月17日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月4日(水)(予定)
第2次試験	試 験 日	10月下旬(予定)
	試 験 会 場	鳥取県庁第二庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	11月上旬(予定)

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

別途受験案内を作成する。

【質 疑】

委 員

警察官(自己推薦)はどのようなものか。

事務局

第一次試験で教養試験とアピール論文を受けていただき、アピール論文は第二次試験で評価をするもの。アピール論文はテーマに沿って自分の知識や技術をアピールする形式と聞いている。

委 員

教養試験は全員が受けるが、この枠についてはアピール論文という課題を出してそれを評価していくということか。

事務局

そういうことになる。自己推薦以外の人には通常の論文試験となる。

委員

アピール論文は自由に記載するとなると評価が大変。評価する側も人により考え方が違うがどうするのか。

事務局

書いてある内容自体の価値もあるが、論文試験の替りでもあるので、まず論理的に書いてあるかなど論文の一般的な指標での評価がされると思われる。それに加えて業務に関して有益なのかというところを評価することになる。この点についてはバラつきがないようにと警察本部も伝えておく。

委員

自己推薦の人は第一次試験でアピール論文をやって、それ以外の人には第二次試験で論文試験をやるということだが、両方ともその場で書くのか、それとも事前に書いてくるのか。

事務局

その場で書く。

委員

ということは第一次試験でやるか第二次試験でやるかの違いと、論文は特定テーマに関する論証だが、アピール論文は自分がやってきたことをアピールするようなテーマが与えられるという違いということだな。論文は純粋に内容とか文章構成、形式的な誤りを評価するが、アピール論文だとアピールする中身も面接に似ているが、それも評価するということか。そうすると、自己推薦は論文が苦手な人が受けるのか。それとも、特殊な経験を持っている人が受けるのか。

事務局

例えば、語学、武道、スポーツ、飛行機の操縦免許を持っているなど得意な分野を活かしてチャレンジしようとする方を採用したい。アピール論文が論文と異なるのは、おっしゃっていただいた点と面接の参考にもする点である。どういう得意分野を持っているかなどを面接で聞いていくことになる。

事務局

論文試験とエントリーシートを併せたような感じである。

委員

資格加点と二重加算してしまう可能性があるというのか。

事務局

自己推薦には資格加点はない。

委員

ということは資格加点にないようなアピールポイントがある人がアピール論文を使えばよいということだな。

委員

どちらかというとな柔道・剣道と一緒に、別枠にして教養試験だけでなくアピール論文でがんばっていただくということか。

委員

柔道・剣道が武なら、自己推薦は文という感じか。

委員

自己推薦は武でもいい。

◇議案第5号

選考により採用する職に係る承認（医療技術職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	採用理由
診療放射線技師	1 名程度	・新病院に向けた体制整備による増員
臨床検査技師	1 名程度	・臨床検査の需要への対応による増員
理学療法士	1 名程度	・リハビリの需要への対応による増員
作業療法士	3 名程度	・リハビリの需要への対応による増員（2 名） ・欠員補充（1 名）
言語聴覚士	3 名程度	・リハビリの需要への対応による増員（1 名） ・欠員補充（2 名）
視能訓練士	1 名程度	・欠員補充
医療ソーシャルワーカー	2 名程度	・欠員補充
診療情報管理士	1 名程度	・欠員補充

2 採用予定日

平成 30 年 4 月 1 日

3 選定方法

病院局において選考を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和 33 年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 資格・免許

臨床検査技師	臨床検査技師免許を有する者（※）
診療放射線技師	診療放射線技師免許を有する者（※）
理学療法士	理学療法士免許を有する者（※）
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する者（※）
作業療法士	作業療法士免許を有する者（※）
医療ソーシャルワーカー	次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 社会福祉士の資格を有する者（※） (イ) 保健師免許又は看護師免許を有する者（※） (ウ) 平成 30 年 3 月 31 日満了時点で医療法に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が 3 年以上となる見込みの者
診療情報管理士	診療情報管理士認定証の交付を受けている者（※）

（※）平成 30 年 4 月 30 日までに同免許、資格又は認定証を取得する見込みの者を含む。

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

六 次回人事委員会の開催

平成29年6月12日（月）午後3時から開催することとした。